

民と官の連携による公共サービス改革検討委員会<補助金見直し編>  
【これまでの経緯】

<第1回会議> H21.5.27

1 会議の内容

- (1) 検討テーマ
- (2) スケジュール

2 委員会の意見

- ・ 補助金の見直しについて、現状の把握・分析を行う。
- ・ 補助金の見直し基準を作成する。
- ・ 1件1件の補助金の内容を確認する。(評価・審査)

<第3回会議> H21.6.18

1 会議の内容

(1) 補助金の現状

平成21年度の補助金件数は134件で、予算総額は706,322千円

(2) 現状分析と課題

既存補助団体の既得権化

20年以上継続している補助金が多いため、既存の補助団体に既得権が生じているおそれがある。

補助対象事業の硬直化

補助金の長期化により、補助内容の硬直化が起こっている。

新規の補助事業を制度化されにくい環境

予算の制約を受けるため、新規の補助事業が制度化されにくい環境がある。

補助交付基準等の見直し等

公平性の観点から、同じ性質の補助事業で補助率が大きく異なるなどの状況があるため、補助金交付基準の見直しと適正な評価が必要である。

また、市民等から徴収された税金その他の貴重な財源を基に支出されるものである以上、1/2以上の補助率については、見直しが必要である。

時代に合った補助制度の見直し

例えば、利子補給のように金利の高かった時代には有意義であった補助制度も、今の低金利の時代にあってはその意義が薄れているものもあるの

で、時代に合った補助制度であるか否かの検証が必要である。

(2) 所掌事項及びスケジュール

2 1年度 補助金の現状・課題の整理、補助金交付基準の作成、補助金評価・  
審査基準の作成

2 委員会の意見

補助金の見直しをするものは、個別の団体等に支出している補助金を白紙に  
して見直しをする。また、補助制度の対象資格を得れば誰でも補助を受けられ  
るといった制度的補助については、事業仕分けを視野に入れて今後の検討を行  
う。

**< 第4回会議 > H21.7.30**

1 会議の内容

(1) 基本方針の決定

制度的補助を除いたすべての補助金を見直す。ただし、市単独の上乗せ・  
横出しのある補助については、見直しの対象とする。

公募制の導入

第三者機関による審査

終期の設定

2 委員会の意見

・制度的補助

補助制度の対象資格を得れば誰でも補助を受けられる補助

・特定者補助

要綱上に特定の団体名等が規定されている補助

**< 第5回会議 > H21.9.2**

1 事務局より下記の資料を提出

今後の見直し方法について（事務局案）

制度的補助一覧・特定者補助一覧

補助金交付基準（事務局案）